

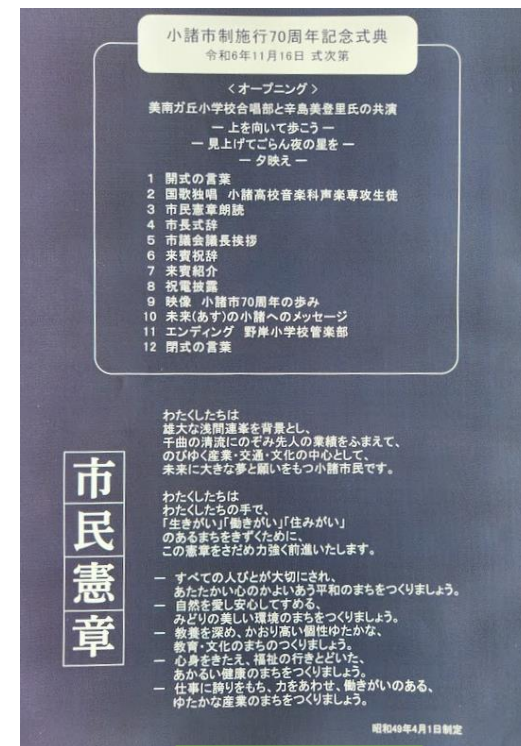
イメージ(案)

非核平和宣言都市

撮影者：早川 聖



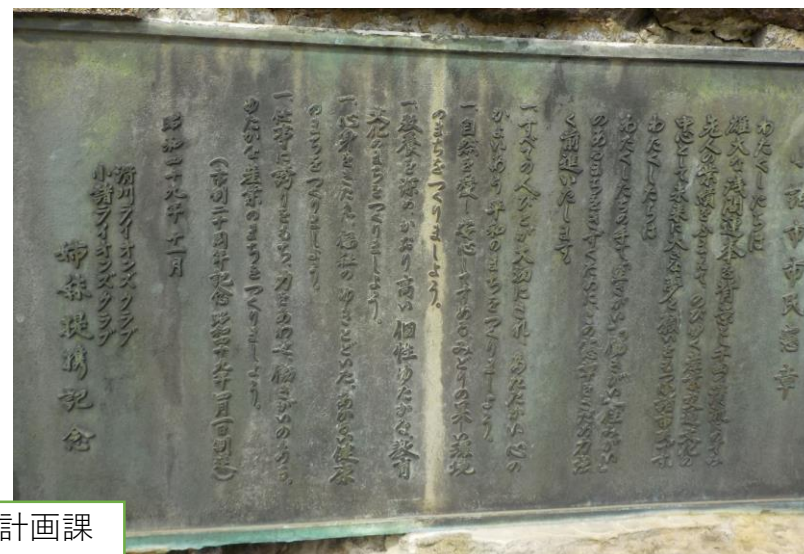
出典：八画出版



出典：企画課



出典：都市計画課



育休退園制度の廃止について

更新日：2024年4月1日

育児休業に伴う退園の取扱いが変わります（令和6年4月から）

これまで本市では、保育園等を利用する児童の保護者の方が育児休業を取得した場合、年少以上のクラスに在籍するお子様に限り、保育所の継続利用を認め、0～2歳児クラスに在籍するお子様につきましては、一旦退園をさせていただいておりましたが、このたび、同制度の運用を廃止し、**令和6年4月1日より3歳未満児を含む全年齢児において、保育所の継続利用ができることとなりました。**

変更内容

育休取得時の取扱い

お子様の在籍するクラス	令和6年3月31日まで		令和6年4月1日から
年少～ 年長クラス	継続利用可能	➡	全年齢児 継続利用可能
0歳児～ 2歳児クラス	退園		

保育園・幼稚園

- [保育士資格がない方も保育園で働きませんか（公立保育所の保育補助員を募集）](#)
- [令和7年度 保育所等入所のご案内](#)
- [年度途中における保育所入所申込みについて](#)
- 育休退園制度の廃止について
- [「中込地区新保育所基本設計（案）」に対する意見募集の結果について](#)
- [令和6年度公立保育所会計年度任用職員（給食調理員）を募集](#)
- [令和6年度公立保育所会計年度任用職員（保育士）を募集](#)
- [幼稚園・認可外保育施設等の無償化の手続きについて](#)

佐久市ホームページより引用



撮影者：早川 聖・許可済み



撮影者：早川 聖・許可済み